

山口県報

令和4年
6月28日
(火曜日)

目 次

○選管告示

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正



山口県選挙管理委員会告示第八十三号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

別記第四号様式（その一）の注4中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第五号様式の注4中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改める。

別記第五号様式の注4中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

別記第六号様式（その二）の別紙の注1中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式（その三）の別紙の注2中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（令和四年山口県条例第二十一号）の施行の日から施行する。

令和四年六月二十八日印刷

発行人所

山口県知事